## ■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を 十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフ リー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会 を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

## ■ 教育啓発特定事業(心のバリアフリー)

令和2年(2020年)5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備(ハード面)だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

中区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業 として、「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・ 啓発活動の実施等」を位置づけています。

## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係 する事業者・行政機関などから構成される中区部会を 設置し、検討を進めました。

### 中区部会

### 第1回中区部会 [令和2年(2020年)10月14日]

- ●バリアフリー法や基本構想の内容把握
- ●地区の現状把握
- ●重点整備地区、生活関連施設や生活関連経路等の検討
- ●まちあるき点検の企画 など
- <…まちあるき点検・ワークショップ(7コース、全3回) ①JR 桜木町駅・地下鉄桜木町駅・馬車道駅
  - ②JR 関内駅・伊勢佐木長者町駅 ③地下鉄関内駅・日本大通り駅
  - (①R2.11.27 ②R2.12.7 ③R2.12.10 実施)
- <…バリアフリー情報募集

[令和2年(2020年)12月1日~ 令和3年(2021年)1月29日]

### 第2回中区部会 [令和3年(2021年)11月15日]

- ●まちあるき点検結果等の整理
- ●地区の課題と対応策の検討
- <⋯事業者との調整

## 第3回中区部会 [令和4年(2022年)3月17日]

●基本構想原案の提案

### 基本構想原案確定

<⋯法に基づく事業者との協議

### 基本構想作成 令和4年(2022年)6月

各事業者は、基本構想に基づいて特定事業計画を作成し、 原則、令和9年度(2027年度)までを目標に事業を実施

## ■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて 検討を行います。

### ≪お問い合わせ先≫

- ■横浜市 道路局 計画調整部 企画課
  - 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
  - TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E メール: do-barrierfree@city.yokohama.jp
- ■横浜市中区役所 総務部 区政推進課 まちづくり調整担当(6階 63番窓口)
- 〒235-0016 横浜市中区日本大通35番地中区役所本館6階
- 電話: 045-224-8128 FAX: 045-224-8214 E メール: na-kusei@city.yokohama.jp
- 詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、中区役所区政推進課及びホームページにて、 基本構想の閲覧を行っています。

## 横浜市中区バリアフリー基本構想 Q 検索

## 二次元コードからも閲覧できます

発行 横浜市道路局•中区役所 令和4年(2022 年)6月

# 中区バリアフリー基本構想



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(バリアフリー基本構想)を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成 28 年度(2016年度)末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し(スパイラルアップ)も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。中区では、平成 16 年(2004年)8 月に「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

今回、関内駅周辺地区の見直しに加えて、重点整備地区の範囲を、桜木町駅、馬車道駅、日本大通り駅、伊勢佐木長者町駅周辺まで拡張した、新たな基本構想の検討を進め、「中区バリアフリー基本構想」を作成しました。



## 参考

## ◆バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区\*1)において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設\*2、生活関連経路\*3及び特定事業\*4を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

### ※1「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

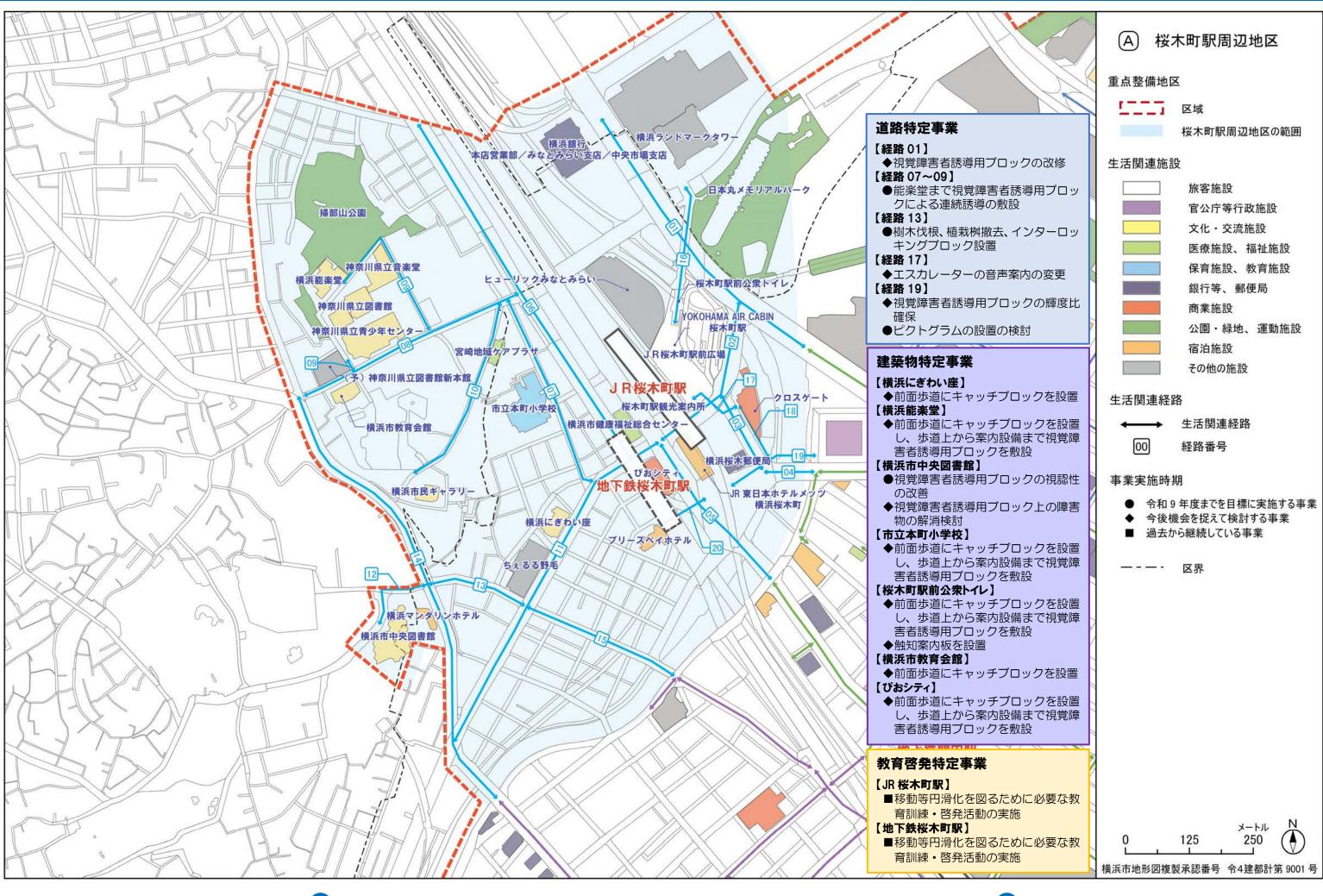
### ※2「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設※3「生活関連経路」

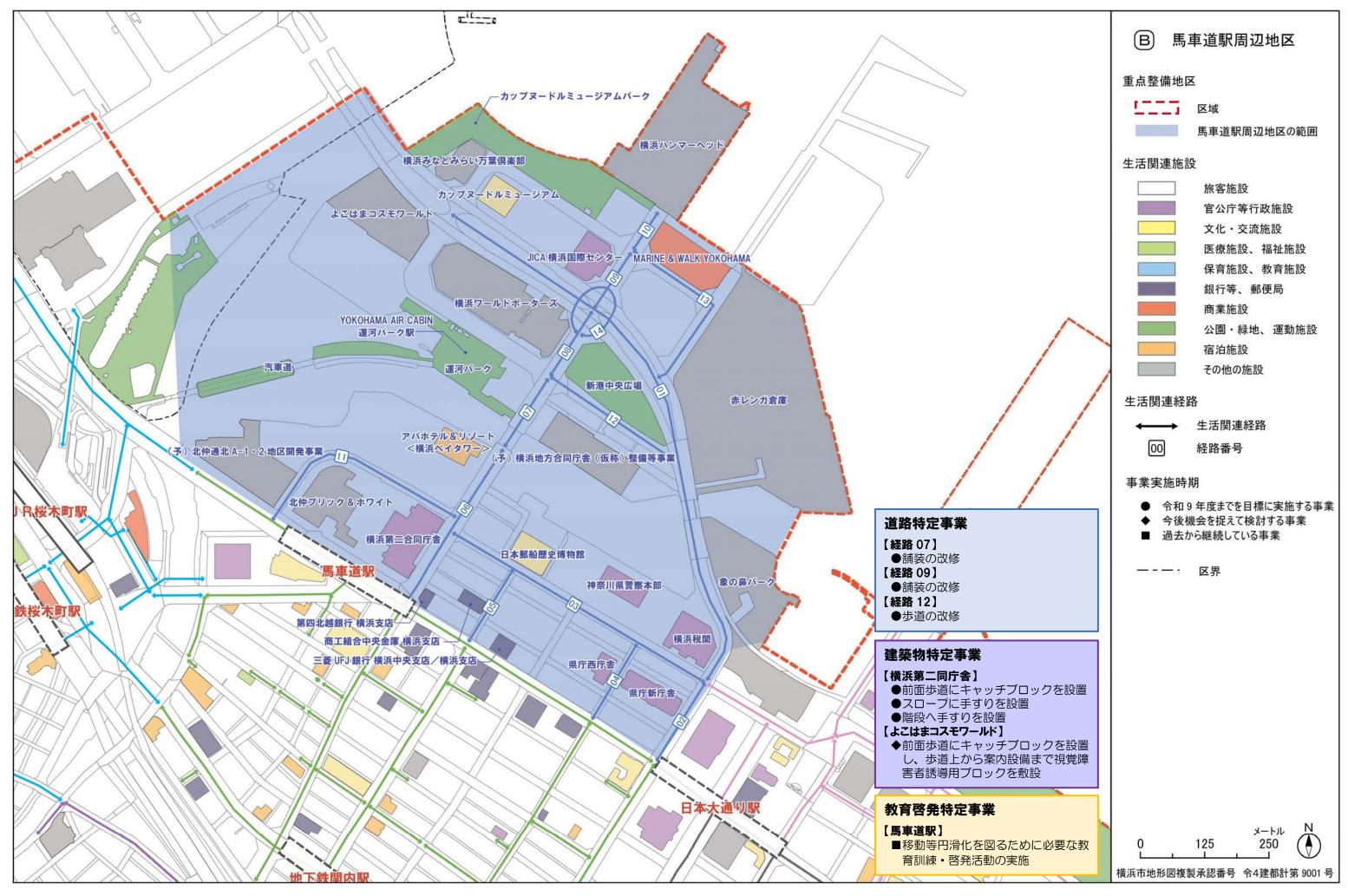
生活関連施設間を結ぶ経路

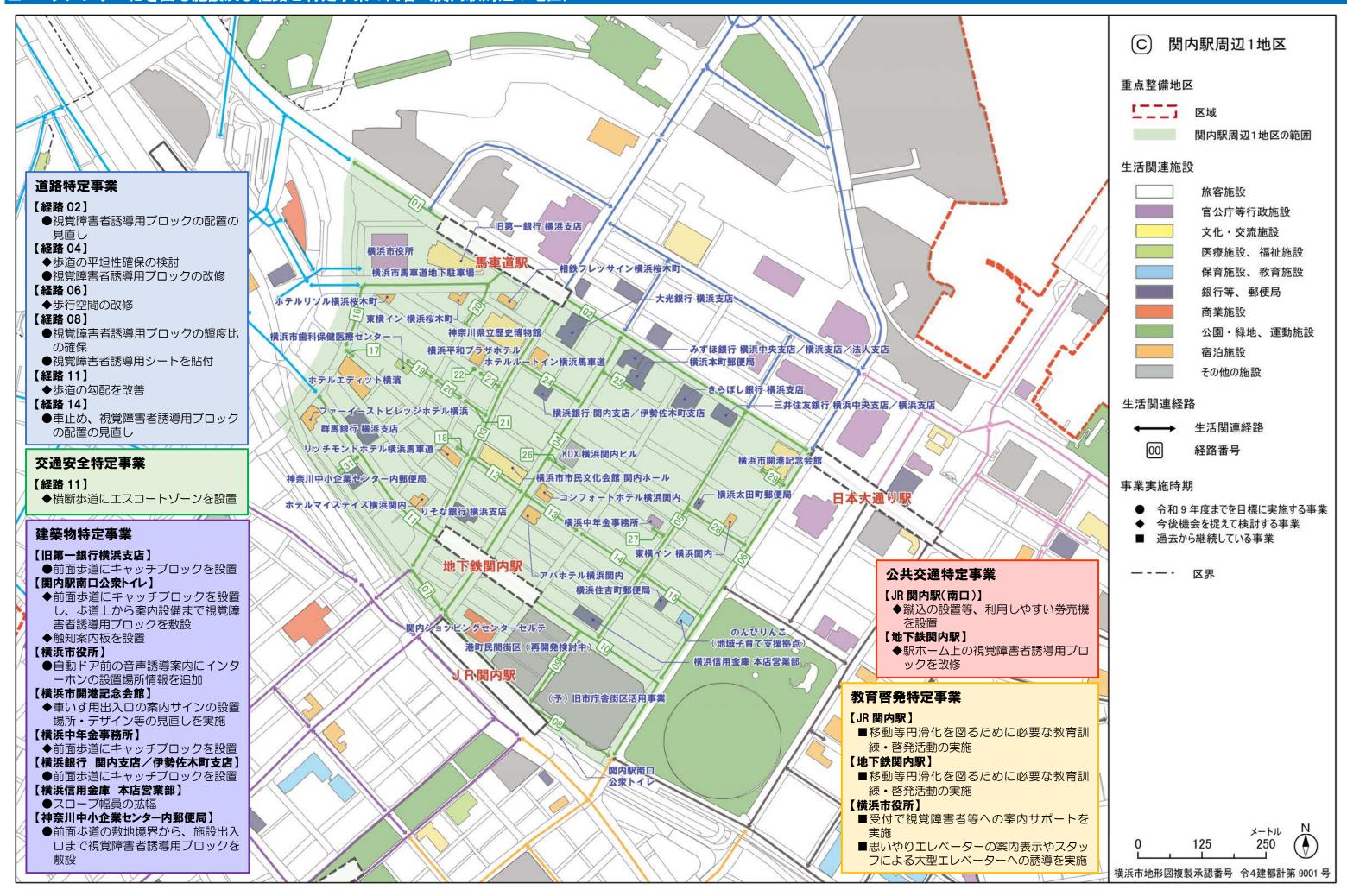
### ※4「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

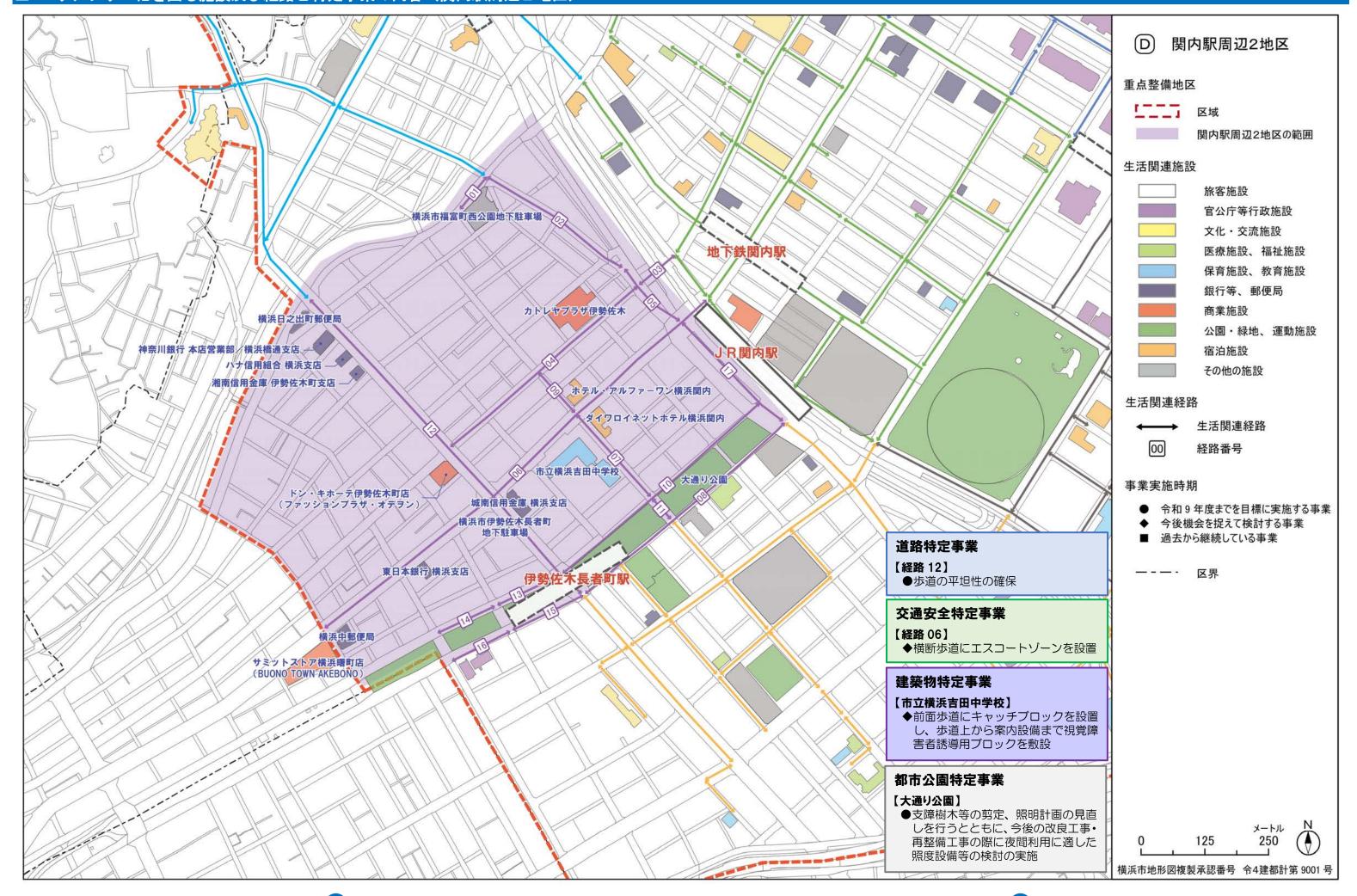


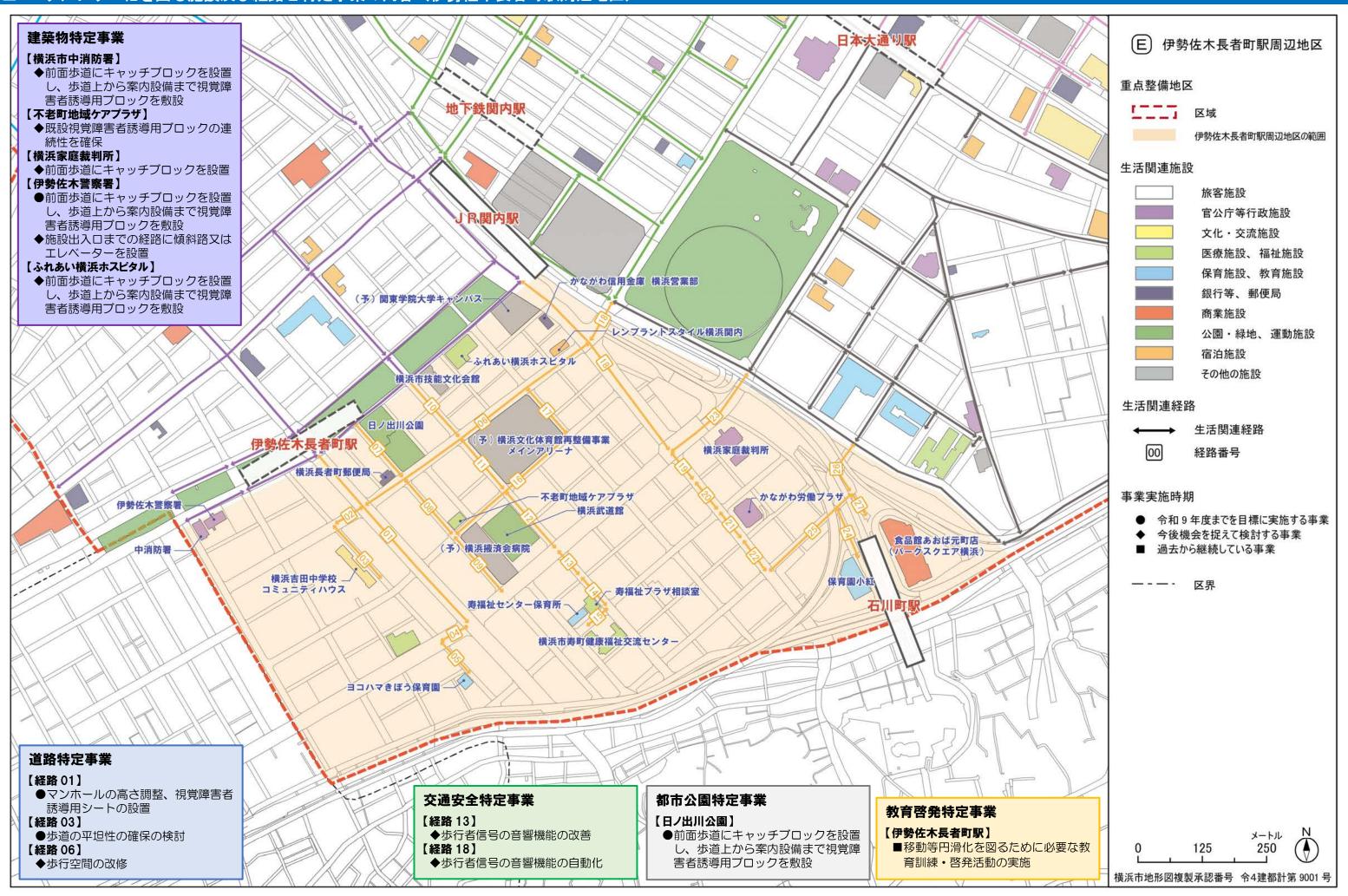
## ■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容(馬車道駅周辺地区)





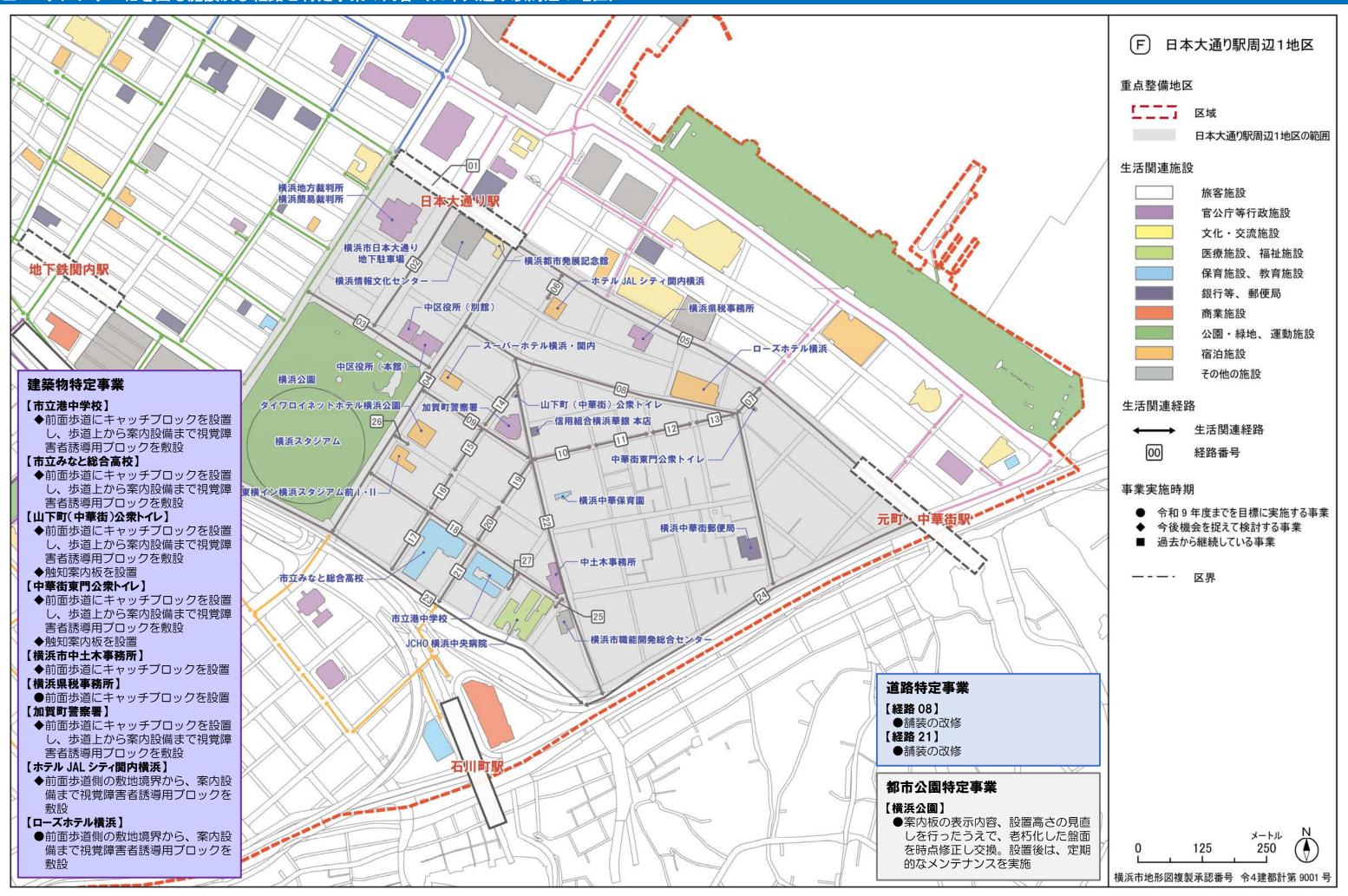
## ■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容(関内駅周辺2地区)





10

## ■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容(日本大通り駅周辺1地区)



12

## ■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容(日本大通り駅周辺2地区)

